

鉱業法 No.4

ジョイント・ベンチャー（鉱業権） アライアンス契約とは No.3

1. 保険

JVに参加する事を決める、つまりアライアンス契約を結ぶ前に他の参加企業を細かく調査する必要があります。何故ならばある参加企業のおかした失敗に対してもJV参加企業全体で責任を負わなければなりません。従って、通常の業務上過失（Professional Indemnity）保険はJVには適応されません。

JV参加企業は各自で保険に入る必要性が有ります。

2. 契約交渉

慣習法上契約交渉時の交渉内容が法的に拘束力を持ちます。

特に、アライアンス契約交渉時では事前の交渉内容の議事録が重要となって参ります。JV参加企業間で訴訟が発生し契約不履行かどうか争う場合事前交渉時の議事録が契約書の内容を吟味する上で鍵となります。例えば、経費項目の場合どの様に経費を算出したのか？

但し、慣習法のみならずオーストラリア連邦法である商慣習法（Trade Practices Act）第52条で偽り又は故意的に誤解を招く契約事前の行為及び補足契約を禁じております。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市